

事業事前評価表（開発計画調査型技術協力）

作成日：2016年2月8日

担当部署：地球環境部 森林・自然環境グループ

<b>1. 案件名</b>
国名：イラン 案件名： （和名）南部沿岸域における環境保全・管理計画策定プロジェクト（ホルムズガーン州） （英名）The Project on Development and Implementation of Master Plan for Environmental Conservation and Management of Southern Coastal Area of the I.R. Iran (Case Study Hormozgan)
<b>2. 協力概要</b>
（1）事業の目的 本事業は、イラン南部沿岸域のホルムズガーン州において、沿岸環境保全・管理のためのマスタープラン及び実施計画の策定、国・地域レベルの体制構築、他州等への知見の共有、及び既存の環境法制度・政策に対する改善策の提案を行うことにより、南部沿岸域における環境保全・管理のマスタープラン策定及び実施のための体制構築・環境庁（Department of Environment、以下DOE）及びその他関係機関の能力強化が実施され、もってイラン南部沿岸域における環境保全・管理のためのマスタープランの策定・実施に寄与する。 （2）調査期間 2015年7月～2018年7月を予定（計36ヶ月） （3）総調査費用 約4億7千万円 （4）協力相手先機関 環境庁（Department of Environment (DOE)） （5）計画の対象（対象分野、対象規模等） （a）調査対象分野：沿岸管理、環境社会配慮、水質汚染、廃棄物管理、生態系、環境教育、土地利用 （b）対象地域：イラン・ホルムズガーン州沿岸域 （c）裨益者：DOE職員、ホルムズガーン州沿岸域周辺の住民
<b>3. 協力の必要性・位置付け</b>
（1）現状及び問題点 イランの南岸に位置するペルシャ湾およびオマーン海は、マングローブ林、干潟、サンゴ礁、藻場、海生哺乳類・ウミガメ・海鳥等の生息地、また4か所のラムサール条約登録湿地など、貴重な自然資源が豊富である。しかし、この地域は石油やガスの生産が盛んであり、また環境保全対策が十分でないことから、石油流出や生活排水による水質汚染、沿岸の埋め立て、土砂流出、水温・塩分濃度の上昇、赤潮、水産資源の乱獲、急速な沿岸開発や船舶交通、気候変動などの様々な原因により海洋環境と生態系が悪化している。また、ペルシャ湾は閉鎖性海域であるため、海水の循環が遅いことも、環境汚染の深刻化に拍車をかけている。 このような環境問題に国境を越えて対応するため、ペルシャ湾およびオマーン海を取り囲むイラン、イラク、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAEの8か国は、1979年に湾岸海洋環境保護機構（ROPME）を設立した。現在、このROPMEが中心となって地域の海洋環境保全ロードマップを策定しようとしており、その中で加盟国各国による海洋環境保全計画の策定が求められる予定である。 ペルシャ湾沿岸の中でも南部に位置するホルムズガーン州は未開の自然が多く残るが今後の開発圧力の高まりによる環境汚染が懸念されており、実際にDOE

への申請内容と異なる開発行為が進められるなど、早急に環境保全・管理計画を策定し、環境保全を図っていく必要がある。

(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

イランの「第5次五ヶ年計画（2011年～2015年）」の中では、第181条から第193条までに環境保全に関連のある内容が含まれており、土地利用計画に持続可能な環境保全の観点を反映すること、戦略的環境アセスメント（SEA）及び環境影響評価（EIA）を実施すること、モニタリングを行うこと、自然資源・生物多様性の保全・回復を推進すること等が盛り込まれている。第140条には地下水等を含む水資源の保全について述べられている。また、2016年初頭の発効をめざして現在策定準備中である第6次五ヶ年計画において、本プロジェクトで扱う保全計画（第6次五ヶ年計画内ではMaster Plan of Marine Environmentという言葉が使われている）に関連する事項も含まれており、DOEとして本マスタープランを法律的に承認し、他省庁の協力を得る方針である。

また、生物多様性条約（CBD）に提出した第4次国別報告書において、本事業で策定する沿岸域生態系保全に係るマスタープランの必要性が挙げられている。

(3) 他国機関の関連事業との整合性

経済制裁の影響で欧米ドナーの動きは活発ではない。前述のとおり ROPME で策定予定のペルシャ湾の包括的な海洋環境保全計画の中に、加盟国各国で策定予定のマスタープランとして同マスタープランが位置づけられる予定。

(4) 我が国援助政策との関連、JICA 国別分析ペーパー上の位置づけ

対イラン援助重点分野 5 分野のうち、「自然環境保全」プログラムに位置づけられる。

#### 4. 協力の枠組み

(1) 調査項目

- ・ 沿岸管理
- ・ 環境法制度
- ・ 環境影響評価
- ・ 社会配慮
- ・ 水質汚染管理
- ・ 廃棄物管理
- ・ 海洋生態系（水生動植物）
- ・ 陸域生態系（陸上動植物）
- ・ 環境教育
- ・ 土地利用計画

(2) アウトプット（成果）

成果①：ホルムズガーン州における沿岸環境保全・管理のためのマスタープラン策定およびその実施のための国・地域レベルの体制構築

成果②：実施、監理、評価の計画を含むホルムズガーン州のマスタープランの策定

成果③：他州及び ROPME（湾岸海洋環境保護機構）に対する、マスタープラン作成の過程で得られた知見の共有

成果④：既存の環境法制度・政策に対する改善策の提案

(3) インプット（投入）：以下の投入による調査の実施

(a) コンサルタント（分野／人数）

上記調査項目と同様。各分野一人ずつ。計 10 名の合計 100 人月を予定。

(b) その他 研修員受入れ

内容：調整委員会及びワーキンググループのメンバーを対象として、日本における沿岸環境管理の手法、知見を学ぶ。

<p>期間：2-3 週間程度を想定  人数：10-15 名程度/年</p>
<p><b>5. 協力終了後、提案計画により達成が期待される目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホルムズガーン州の事例を通じた、イラン・南部沿岸環境保全・管理を目的としたマスタープラン策定及び実施のための体制構築</li> <li>・イラン・南部沿岸環境保全・管理を目的としたマスタープラン策定及び実施のための DOE 及びその他関係機関の能力強化</li> </ul>
<p><b>6. 外部要因</b></p> <p>(1) 協力相手国内の事情  サウジアラビアなど近隣湾岸諸国との外交状況の変化により、本事業の活動に対する影響が生じ得る。</p> <p>(2) 関連プロジェクトの遅れ  特になし。</p>
<p><b>7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮</b></p> <p>(1) 貧困・ジェンダー  本事業に関しては、パイロットプロジェクトにてジェンダー視点を取り入れた活動を行うことから、ジェンダー活動統合案件に分類される。</p> <p>(2) 環境社会配慮  本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、カテゴリ C に分類される。</p> <p>(3) その他  本事業は、マングローブ林やサンゴ礁の保全により、(気候リスクに伴う)洪水、土砂災害、高潮などによる被害が軽減されるため、気候変動適応策に資する。</p>
<p><b>8. 過去の類似案件からの教訓の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルゼンチン・イグアス地域自然環境保全計画プロジェクトにおいて、複数関係機関との連携のもとプロジェクトを形成すべく実施機関のみならず外部関係者の分析を行い、機関ごとの TOR を明確にした実施メカニズムを構築した。その結果、各機関との連携が機能し、プロジェクト成果発現に大きく貢献したことから、本事業においても関係機関の TOR を明確に定め、案件実施の初期段階で各機関と協議の上、それぞれの TOR 及び協力内容について合意の上、複数機関を包括した実施メカニズムを構築する。</li> <li>・イラン・石油災害に対する緊急対応体制整備計画において、訴訟等の影響により、取得された環境データが公開されない事態が発生している。本事業の対象地が石油資源の豊富なペルシャ湾に面しており、対イラン経済制裁解除の影響で投資活動が活発になっていることも鑑み、環境データなどの各種データ・情報に関してはその信憑性を十分確認の上、情報発信元の許可・承認を得つつ情報を取り扱う必要がある。</li> </ul>
<p><b>9. 今後の評価計画</b></p> <p>(1) 事後評価に用いる指標  提案計画の活用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホルムズガーン州における沿岸域の環境保全・管理計画承認に向け、イラン側で審議が行われている。</li> <li>・ホルムズガーン州の沿岸域における環境保全・管理計画に沿って組織能力強化及び体制構築が実施されている。</li> <li>・ホルムズガーン州の沿岸域における環境保全・管理計画の経験が南部沿岸域の他州にも共有され、他州においても沿岸域環境保全・管理計画の策定に向けて検討がなされている。</li> </ul>

(2) 上記(1)を評価する方法および時期  
事業終了3年後 事後評価